

目 次

「Ctrl」キーを押しながら目次欄（下線部分）をクリックすると、
該当ページまで移動します。

出席議員	3
第 1 会議録署名議員の指名	6
第 2 会期の決定	6
議長の諸般報告	6
町長の行政報告	8
施政方針演説	10
第 3 報告第 1号 専決処分の報告について	18
第 4 議案第 1号 利府町新型インフルエンザ等対策本部条例	18
第 5 議案第 2号 教育長の勤務時間等に関する条例	18
第 6 議案第 3号 利府町議会委員会条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬 及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	18
第 7 議案第 4号 利府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	18
第 8 議案第 5号 利府町行政手続条例の一部を改正する条例	18
第 9 議案第 6号 利府町情報公開条例及び利府町個人情報保護条例の 一部を改正する条例	19
第 10 議案第 7号 利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例	19
第 11 議案第 8号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例	19
第 12 議案第 9号 平成26年度利府町一般会計補正予算	19
第 13 議案第 10号 平成26年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	19
第 14 議案第 11号 平成26年度利府町介護保険特別会計補正予算	20
第 15 議案第 12号 平成26年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	21

第16	議案第13号	平成26年度利府町下水道特別会計補正予算	21
第17	議案第14号	平成26年度利府町水道事業会計補正予算	21
第18	議案第22号	工事請負契約の締結について	21
第19	議案第23号	工事請負契約の締結について	22
第20	議案第24号	工事請負変更契約の締結について	22
第21	議案第25号	工事請負変更契約の締結について	22
第22	議案第26号	指定管理者の指定について	22
第23	議案第27号	人権擁護委員候補者の推薦について	23
第24	請願第2号	「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の 立法措置を行わないこと」を求める請願要請	29

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

平成27年3月利府町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（17名）

1番	安田知己君	2番	木村範雄君
3番	土村秀俊君	4番	吉岡伸二郎君
5番	高久時男君	6番	西澤文久君
7番	後藤哲君	8番	阿部まさ子君
9番	鈴木忠美君	10番	吉田裕哉君
11番	永野涉君	12番	羽川喜富君
14番	伊勢英昭君	15番	遠藤紀子君
16番	渡辺幹雄君	17番	櫻井正人君
18番	郷右近隆夫君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	鈴木勝雄君
副町長	伊藤三男君
総務課長	堀越秀一君
企画課長	赤間信博君
財務課長	小山田春彦君
財務課税務特別対策専門官	石川洋志君
生活環境課長	阿部善男君
保健福祉課長	本郷昭彦君
地域整備課長	村田政文君
震災復興推進室長	大友義一君
上下水道課長	折笠浩幸君
会計管理者兼会計室長	水間修哉君
子育て支援課長	櫻井やえ子君

平成27年3月定例会会議録（3月2日月曜日分）

教 育 長	本 明 陽 一 君
教 育 次 長	渡 辺 孝 男 君
教 育 総 務 課 長	小 幡 純 一 君
生 涯 学 習 課 長	高 橋 三 喜 夫 君
代 表 監 査 委 員	宮 城 正 義 君
監査委員事務局長兼 選挙管理委員会事務局長	鈴 木 正 敏 君
農業委員会事務局長	大 友 政 一 君

事務局職員出席者

事 務 局 長	庄 司 栄 一 郎 君
主 任 主 査	櫻 井 涉 君
主 事	高 野 糸 子 君
主 事	櫻 井 美 雪 君

議 事 日 程 （第1日）

平成27年3月2日（月曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 報告第 1号 専決処分の報告について
- 第 4 議案第 1号 利府町新型インフルエンザ等対策本部条例
- 第 5 議案第 2号 教育長の勤務時間等に関する条例
- 第 6 議案第 3号 利府町議会委員会条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 7 議案第 4号 利府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 5号 利府町行政手続条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 6号 利府町情報公開条例及び利府町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 7号 利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例
- 第11 議案第 8号 利府町介護保険条例の一部を改正する条例

- 第12 議案第 9号 平成26年度利府町一般会計補正予算
 - 第13 議案第10号 平成26年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
 - 第14 議案第11号 平成26年度利府町介護保険特別会計補正予算
 - 第15 議案第12号 平成26年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
 - 第16 議案第13号 平成26年度利府町下水道特別会計補正予算
 - 第17 議案第14号 平成26年度利府町水道事業会計補正予算
 - 第18 議案第22号 工事請負契約の締結について
 - 第19 議案第23号 工事請負契約の締結について
 - 第20 議案第24号 工事請負変更契約の締結について
 - 第21 議案第25号 工事請負変更契約の締結について
 - 第22 議案第26号 指定管理者の指定について
 - 第23 議案第27号 人権擁護委員候補者の推薦について
 - 第24 請願第 2号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願要請
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 会

○議長（郷右近隆夫君） おはようございます。

ただいまから平成27年3月利府町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（郷右近隆夫君） **日程第1、会議録署名議員の指名**を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、11番永野 渉君、12番羽川喜富君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（郷右近隆夫君） **日程第2、会期の決定**を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの12日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月13日までの12日間と決定しました。

なお、会期中のあらかじめの日程につきましては、お手元にお配りしてあります審議予定表のとおりであります。

諸般の報告、一般行政報告

○議長（郷右近隆夫君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告並びに平成27年度施政方針演説を行います。

それでは、私より**諸般報告**を申し上げます。

初めに、1月15日、長崎県東彼杵町議会総務厚生常任委員5名、職員1名が視察のため来庁し、本町の子育て支援及び各種健診への取り組みについて研修が行われ、私と教育民生常任委員長、子育て支援課、保健福祉課、議会事務局が対応しております。

平成27年3月定例会会議録（3月2日月曜日分）

1月16日、二市三町議長団連絡協議会議員研修会及び意見交換会が七ヶ浜町で開催され、本町議会議員12名が参加しております。研修会では、「被災地選挙とこれから」と題して東北大学准教授河村和徳氏による講演がありました。

1月19日、大崎市議会情報化対策特別委員7名、職員1名が視察のため来庁し、本町の議会広報発行について研修が行われ、私と議会広報常任委員5名、議会事務局が対応しております。

1月23日、宮城県町村議会議員講座が自治会館で開催され、本町から私と副議長、議員4名、職員1名が参加しております。「予算審議における着眼点」と題して、元弘前市議会事務局長尾崎善造氏、「日本の政治の行方」と題して、時事通信仙台支社長山田恵資氏による講演がありました。

1月30日、12月定例会での各種議案の審議内容や一般質問の質疑応答を編集した「議会だより」第156号を発行しております。

2月3日、全国市議会議長会基地協議会第78回総会が東京の都市センターホテルで開催され、事業計画案及び予算案について協議を行っております。私が出席しております。

2月7日、第35回「北方領土の日」宮城県大河原集会在大河原町で開催され、決議を採択するとともに、「戦後70年どうなる北方領土」と題して、NHK解説委員山内聡彦氏による講演がありました。私が出席しております。

2月10日、気仙沼市議会議会広報編集特別委員5名、職員1名が視察のため来庁し、本町の議会広報発行について研修が行われ、私と議会広報常任委員5名、議会事務局が対応しております。

2月13日、宮城県町村議会議長会の定期総会が自治会館で開催され、事業計画案及び予算案について協議を行っております。また、町議会議員として地方自治の振興発展に尽力し、顕著な功績が認められ全国町村議会議長会及び宮城県町村議会議長会から土村秀俊議員が表彰を受けております。さらに、第29回町村議会広報全国コンクールにおいて本町議会の広報紙第153号が「優良賞」を受賞し、伝達式にて表彰されました。全国コンクールは5年連続の入選であります。私が出席しております。

同日、宮城黒川地方町村議会議長会の定期総会が仙台市太白区で開催され、事業計画案及び予算案について協議を行っております。私が出席しております。

最後に、委員会活動については、総務財務、教育民生及び議会広報の各常任委員会を開催しております。さらに、議会運営委員会及び議会活性化調査特別委員会において議会改革について

て検討を行っております。

平成27年3月2日、利府町議会議長郷右近隆夫。

次に、町長の**行政報告**があります。行政報告の発言を許します。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 改めて、おはようございます。

諸般の行政報告に先立ちまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

3月に入り、春の足音が少しずつ感じられ、桜の季節が待ち遠しい季節となりました。

先ほど議長から御報告がありましたが、毎年実施されております町村議会広報全国コンクールにおきまして、全国234市の中からことしも優良賞を受賞されました、まことにおめでとうございます。ことしで5年連続となる偉業を達成されたことには、日ごろ議員の皆様方が読みやすく、そして親しみやすい広報の発行に努められており、その姿勢が町民の皆様にも伝わっているものと感じているところであります。この場をお借りいたしまして、改めて心からお祝いを申し上げたいと思います。

あと今、議長の報告によると永年勤続で土村議員も受賞をされたということでございますので、重ねてお祝いを申し上げたいと思います。この受賞により、なお一層全国から視察が来庁されて広報委員の皆さん大変忙しいと思いますが、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、行政報告を申し上げます。

初めに、本町の人口の推移についてでございますが、平成26年の1年間に約330人増加いたしました。県内の市町村の多くが人口減少に悩む中で、本町を選び住まわれる方々がふえている背景には、これまでの子育て支援、教育施策に力を入れてきた町独自の取り組みが奏功しているあかしであり、大変喜ばしいことであります。

御承知のとおり、今「地方創生」が叫ばれており、国においては「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」が創設されました。自由度の高い2種類の交付金が全市町村に対し交付されることになりました。本町におきましても、国から総額5,800万円の交付の内示を受けております。これらの交付金を有効活用した事業を実施していくことといたしました。詳細につきましては、今回の補正予算の議案審議の中で御説明申し上げますが、主なものといたしましては、消費喚起を図るためのプレミアム商品券の販売、本町ならではの少子化対策など、地域創生の趣旨に沿った事業を展開してまいります。

次に、復旧・復興事業に関してでございますが、過般、平成27年度における浜田・須賀地区の復興事業に必要な事業費として、約4億8,000万を第11回復興交付金として申請を行ったと

ころであります。

現在、浜田地区の避難路整備事業、避難場所整備事業のほか、須賀地区の避難道路としての整備をしている「町道須賀中倉線」についても順調に進捗をしております。さらに、両地区の漁港施設用のかさ上げや、浜田地区の防潮堤、須賀地区の水門整備事業に着手してまいります。引き続き地区住民の皆様の御理解をいただきながら、復興への歩みを確実に前に進めてまいります。

続いて、役場内の組織機構の再編についてでございますが、多様化する行政サービスの迅速なサービスと、より一層の住民サービスの向上を図るために、現在の「10課2室4局28班」の体制を4月1日から「13課3室3局34班」に改めます。現在、庁内調整を行っておりますが、今後もより質の高い住民サービスの提供と効率的な行政運営を目指してまいります。

次に、総合計画「基本計画」の見直しについてでございますが、これまで進めてきた前期5カ年の各種事業の検証とあわせまして、住民の行政に対する満足度あるいはニーズを把握するために、18歳以上の町民の皆様3,000人に対しましてアンケート調査を行っております。町民の皆様のご関心も高く、1,285人の方から回答をいただき、現在も解析作業を進めておるところであります。そして「利府町の住みやすさ」に関しましては、おおむね8割の方から「住みやすい」との評価をいただきました。しかしながら、その一方で、交通対策や福祉政策のさらなる充実を期待する声も多く聞かれ、今後この調査で浮かび上がった課題を整理しながら、町民目線に立った効率的な行財政運営につなげてまいります。なお、調査報告書がまとまり次第、議員各位にもお示ししたいと考えております。

続いて、子育て支援に関してでございますが、平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」の実施に伴いまして、児童クラブの対象年齢の拡大のため、建てかえ工事を行っている利府第二小児童クラブにつきましては、3月下旬の完成を目指し順調に進んでおります。また、利府第三小学校児童クラブにつきましても、この施設実施設計業務が間もなく完了して、平成27年度の建設工事に向け準備を進めております。

次に、環境関係でございますが、平成25年4月に制定されました「使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づきまして、本町を含めた宮城東部衛生処理組合構成市町が連携して、1月から小型家電の回収を開始いたしました。この取り組みは、宮城県内で仙台市に続き2番目に早い試みであります。本町においても、町民交流館あるいは公民館、総合体育館など7カ所の公共施設に回収ボックスを設置いたしました。現在、町民の皆様にご協力

をいただきながら順調に回収が図られ、今後もさらにPRを努めながら、環境への負荷を抑えた循環型社会の構築の一助として推進してまいります。

続いて、教育関係ですが、再生可能エネルギー等導入事業といたしまして、二小、三小、しらかし台小学校への太陽光発電設備の設置工事につきましても順調に進んでおります。3月中に全て完成する運びとなっております。また、青山小学校のトイレ改修工事並びに町内小中学校の屋内運動場天井等落下防止改修工事のための実施設計を行っております。今後も児童生徒が安全で快適に学校生活を送れるよう、教育環境の整備を進めてまいります。

最後に、生涯学習関係ですが、1月11日に成人式を開催いたしました。ことしの成人式では、さとう宗幸さんや中学校当時の恩師によるビデオレターの上映といった、趣向を凝らした演出や、中には小学生時代のタイムカプセルを開封して当時を懐かしみながら盛り上がる光景も見られ、次代を託す新成人の洋々たる門出を祝いながら、会場は和やかな空気に包まれました。

以上は、要点のみでございますが、その他の主な事業につきましては、別紙のとおりでありますので、ごらんいただきますようお願いを申し上げます。

平成27年3月2日。利府町長、鈴木勝雄。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で、行政報告を終わります。

次に、町長から平成27年度施政方針演説があります。演説を許します。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 平成27年3月利府町議会定例会の開会に当たりまして、議員各位の御健勝を心からお喜びを申し上げますとともに、日ごろの御活躍に対しまして深く敬意を表する次第でございます。

本日ここに、平成27年度の各種会計の当初予算を初め、諸議案を御審議をいただくに当たりまして、主な施策の概要を申し述べ、議員各位を初め町民の皆様の御理解と御協力を賜りたいと存じます。

初めに、未曾有の被害をもたらした東日本大震災から、間もなく4年の歳月が経過しようとしております。これまで本町では、町民の皆様一人一人の御尽力と、全国の皆様からお寄せいただいた心温まる御支援に励まされながら、「利府町震災復興計画」に掲げるさまざまな復旧・復興事業を最優先に取り組んでまいりました。平成26年度には、待望の「災害公営ゆのき住宅」も完成し、復興へ向けて一歩ずつ前進させることができました。

平成27年度は、復興計画における発展期の中盤を迎え、国が掲げる集中復興期間の最終年度となりました。本町のみならず被災地の復興の現状は、工事資材の高騰や人手不足などによる

入札不調などの影響から復興に遅れが生じており、浜田地区の防潮堤や須賀地区の水門整備などについても集中復興期間内に事業が完了するのは極めて厳しい状況となっております。

このため、県や町村会を通しまして、集中復興期間の延長を国に対して要望しているところではありますが、今後とも各事業における適切な進捗管理のもと、必要な財源確保に努めながら、地域住民の皆様や関係機関との協議を進め、スピード感を持って復興事業に取り組んでまいります。

次に、国における経済状況についてでございますが、これまで安倍内閣が一体的に進めてきた、いわゆる「アベノミクス」の政策のもと、経済の好循環が生まれ景気も緩やかに回復基調の兆しが見え始めているものの、地方においては消費税増税に伴う個人消費の落ち込みに加えまして、人口減・高齢化あるいはグローバル化の対応の遅れなどから中長期的な課題を抱え、経済の好循環の実現が十分に進展していない状況が続いています。

こうした中、国におきましては、昨年11月に少子高齢化や人口減少に歯どめをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本を維持していくことを目的に、「まち・ひと・しごと創生法」が制定されました。これを受けまして12月には、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」が閣議決定され、全市町村に対して「地方版の総合戦略」の策定が求められております。

本町ではこれまで、定住化を進めるため宅地開発と連動して人口減少に陥らないため、町独自の子育て支援策や教育政策への先行的な取り組みが功を奏し人口増加を続けておりますが、近年、転入者の受け皿となる宅地がほぼ完売し飽和状態となっております。このことから、平成27年度内に、人口や産業構造などの現状分析を行いまして、さらなる町の発展につながるよう少子化対策や定住化、雇用対策をしっかりと考えながら、将来を見据えた具体的な取り組みの指針となる「利府町版のまち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定してまいります。

また、国では大震災からの復興を加速させ、デフレ脱却を図り、地方における経済の好循環のさらなる拡大を実現するための緊急経済対策として「地方活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」これを創設いたしまして、これら地方創生の関連予算が国の平成26年度補正予算に盛り込まれました。町といたしましても、これらの交付金を有効活用しながら、新たな子育て支援事業に取り組むほか、消費喚起を促すためのプレミアム商品券の販売なども積極的に展開してまいります。

このような中、平成27年度の財政見通しでございますが、歳入につきましては当初予算のべ

ースで昨年度と比較すると、消費税増税に伴う地方消費税交付金の増収はあるものの、一方で普通交付税の減額、法人町民税の制度改正による減収が見込まれていることから、一般財源の大幅な増加は期待できない状況となっております。依然として財源不足を補うために、財政調整基金の取り崩しに頼らざるを得ない状況となっております。

一方、歳出につきましては、復興の主要なハード事業がピークを迎えるほか、公共施設の老朽化に伴う維持管理費用の増大に加え、少子高齢化に伴う福祉対策、防災・減災といった事業など、多様化する町民ニーズへの対応も求められております。また、利府小学校の建てかえ事業、私の選挙公約である文化複合施設の整備といった大規模事業が控えておりますが、今後の町の将来を見据えながら、メリ張りのある予算配分といたしました。財政運営に関しましては、大変厳しい状況にありますが、事業推進に当たりましては国、県の補助金、交付金などの活用はもとより、民間支援や民間資本の活用を図るなど、知恵を結集しながら財政計画に基づき安定的な財政運営に努めてまいります。

以上のことから、平成27年度は、本町が持つポテンシャルを最大限に引き出すための先行的な投資予算を盛り込みながら、町民の皆様幸せを実感していただけるような、そういったまちづくりを目指して、創意工夫を図りながら震災復興計画と総合計画に掲げる事業の実現に向け、4つの施策目標を掲げ着実に推進していきたいと考えております。

それでは、重点目標に掲げる主要な施策について、御説明申し上げます。

初めに、「震災復興の着実な推進と安全・安心なまちづくり」についてでございますが、震災復興には長い道のりを要しますが、人材と財源を集中して一日も早い復旧・復興を成し遂げ、町民の皆様とともに活力と魅力ある町を次世代に引き継いでいけるように全力を傾注してまいります。

まず、復興事業に関しましてですが、平成27年度の整備事業に必要となる財源については、おおむね復興交付金の配分を受けたところであります。津波対策としての、浜田地区の防潮堤、須賀地区の水門整備事業といったハード事業に本格的に着手してまいります。また、両地区の避難路、避難場所の整備のほか、地盤沈下によるかさ上げ事業や下水道の雨水排水対策事業についても着実に進め、地域住民の皆様が安全で安心して暮らせることのできる居住環境の整備に努めてまいります。

また、浜田地区の皆様から切望されております「（仮称）復興交流センター」の整備につきましては、現在、調整を進めておりますが、国道45号線に面したポテンシャルを生かし「道の

駅・海の駅」としての整備を視野に入れて、事業手法や活用できる補助制度などを探りながら、実現に向けた検討を引き続き進めてまいります。

次に、防災に関してでございますが、決して忘れてはならない震災の教訓から、地域における日ごろの防災対策もまた重要であると考えております。町といたしましては、「利府町地域防災計画」に則しながら、有事の際、自助・共助の中心とした各地区の自主防災組織主導の防災訓練や、自主防災組織の中心的人材を育成するため、地域において災害時に中心的役割を担う地域防災リーダーの養成講座を継続し、地域の防災力向上を推進してまいります。加えて、大規模な災害に備え、防災備蓄倉庫の食糧入れかえを行うとともに、計画的な備蓄品の拡充にも引き続き取り組んでまいります。

さらに近年は、地震や津波による災害のみならず、ゲリラ豪雨と言われる局地的な豪雨が全国各地で発生し、本町におきましても大雨による道路冠水、家屋浸水や土砂崩れといった被害を繰り返し受けております。今後もしっかりその原因を検証しながら、風雨災害等に備えた予防・現在対策を進めてまいります。

また、平成26年4月から本格的に運用を開始した防災行政無線につきましては、災害時の情報伝達手段として着実に町民の皆様に認識されてきてはおりますが、スピーカーの音声が重なって聞こえたり、地形の影響で音が反響するため聞き取りにくいといった意見も寄せられております。これまで放送する際には、ゆっくりはっきりと話すよう心がけておりますが、さらに工夫をしながら町民の皆様に的確かつ正確に情報がお伝えできるように努めてまいります。

2点目の「子ども・子育て支援の充実と教育環境の整備」につきましては、町では「子育て支援のまち」これを目指しまして、これまで町独自のさまざまな子育て支援策や子育てしやすい環境整備に取り組んでまいりました。このような先行的な取り組みにより、本町の人口は、出生数の増加、子育て世代の転入などにより、緩やかではございますが着実に増加をしており、全国の多くの自治体で人口減少が予想される中、今後も人口増加が見込まれている数少ない自治体の1つで考えられております。しかし、社会情勢の変化とともに、保護者の勤務形態あるいは多様化、核家族化の進行など、子供を取り巻く環境も大きく変化してきており、今後本町においても少子高齢化の進行は避けて通れない大きな重要課題となっております。

平成27年4月からは「子ども・子育て支援新制度」が本格施行されます。町では、新制度にあわせまして、このほど策定いたしました「利府町子ども・子育て支援事業計画」に掲げる、地域の子ども・子育て支援に関する総合的な施策を積極的に推進し、子供たちが健やかに成長

し、子育て世代の皆様が安心して子供を産み育てやすい環境づくりをさらに進めてまいります。

認可保育所につきましては、転入者の増加とあわせまして、就労を希望する親もふえており、待機児童が発生しております。町では、保育所入所のニーズが今後もさらにふえていくが予想されるため、平成29年度開所を目標とした新たな受け皿となる民設民営による保育所整備に向け努めてまいります。

また、児童福祉法の改正によりまして、児童クラブの対象が小学3年生から小学6年生まで引き上げられたことから、本町では平成27年度から3カ年で段階的に小学6年生まで引き上げることといたしました。これに合わせまして、施設整備を進めており、利府第二小学校児童クラブの建てかえ工事が間もなく完成し、さらには平成27年度に利府第三小学校の児童クラブの建設も行うこととしております。今後も子供たちが安心して放課後を過ごせる環境整備に努めてまいります。

次に、未来を担う子供たちがのびのびと意欲的に学べる環境づくりは、町の使命でもあります。このため引き続き教育環境の整備を図ってまいります。

まず、学校施設につきましては、利府小学校の校舎について、これまで行った耐力度調査を踏まえまして、大規模改修と建てかえの両面を比較しながら検討を重ねてまいりましたが、老朽化が進み、改修しても耐力度基準を満たすことができず、安全性が確保できないと判断したことから、校舎の現地建てかえを行う方針として平成27年度において、工事に向けた設計業務に着手してまいります。

また、小中学校の屋内運動場のつり天井や照明器具等についても、総点検を踏まえまして全ての小中学校屋内運動場の耐震化工事も行うとともに、これまで進めてきたトイレの改修事業も計画的に進めてまいります。

3点目の「持続可能な地域社会づくり」についてでございますが、町の将来を見通した長期にわたるまちづくりの方向性と、これを実現するための施策をまとめ行財政運営の指針を示した総合計画の「基本計画」について、社会経済情勢の変化に的確に対応するために、計画期間の中間年である平成27年度に見直しを行うことといたしております。

見直しに当たりましては、平成26年度に実施いたしました町民満足度のアンケート調査の分析結果を踏まえながら、前期5カ年の検証を行うとともに、町民の皆様の多様な行政ニーズに対応した後期5カ年の基本計画を策定してまいります。

次に、町土の均衡ある発展と都市基盤の整備を図る上で、将来を見通した土地利用のあり方

が重要な役割を担っております。平成29年度には第7回の仙塩広域都市計画の線引きの見直し
が予想されることから、新たに市街化区域に編入する地区について、協議・調整を行ってまい
ります。

また、新たな市街地として期待が大きい新中道土地区画整理事業が組合施行によりまして順
調に進められており、平成31年度の完成をめざし、引き続き必要な支援を行ってまいります。
さらに、利府街道に隣接する新太子堂地区についても、市街化調整区域でも開発行為が可能に
なる地区計画制度を取り入れ、隣接する市街化区域と調和する適正な土地利用を誘導しながら、
良好な市街地の形成を図ってまいります。

近年人々の価値観、ライフスタイルの多様化によりまして、趣味趣向による自分らしい生き
方を求め、芸術・文化活動への関心が高まっております。

このような中、文化複合施設の整備につきましては、平成12年度に図書館検討委員会を設置
して以来、14年間という長い年月を検討に費やしてきましたが、平成25年度には文化複合施設
基本構想・基本計画、平成26年度には整備計画を策定するなど、施設整備の具現化に向け着実
に推進してまいりました。今後は、これらの計画内容に基づき、基本設計業務などに着手して
まいります。華美な施設ではなく、町民目線に立ちながら、町民の皆様が利用しやすい、利
用したくなるような施設を目指して設計に当たっては町民の皆様との意見交換の場となるワー
クショップなども視野に入れながら、計画を進めてまいります。また、多額の事業費が想定さ
れることから、都市再生整備計画を策定し、国からの補助活用も視野に入れながら、できる限
り町の負担軽減が図られるように努めてまいります。

また、かねてから検討を進めてまいりました町営墓地につきましては、館山北側に整備する
計画を進めており、周辺地域の方々の御理解をいただきながら、平成27年度には埋蔵文化財調
査と用地買収を進め、造成工事と進入道路の整備も行いながら、平成28年度内の供用開始を目
指してまいります。

最後に、4点目の「町民サービスの向上と健全な財政運営の確保」についてであります。ま
ず行政組織の見直しについてであります。町民の皆様がよりわかりやすく効率的な行政運
営を推進するために、組織機構を再編し、多様化する行政ニーズの迅速な対応と、住民サー
ビスの向上がより一層図れるよう、平成27年4月からこれまでの「10課2室4局28班」の体制を、
「13課3室3局34班」の体制に改めます。今回の再編では、総合計画に掲げる「協働のまちづ
くり」を一層進めるための「地域協働班」や町民の切なる願いである文化複合施設の整備に向

けた「文化複合施設推進班」などを新設することといたしておりました。この再編を機に、職員一同気持ちを新たに職務に精励してまいります。

次に、国の政策で進められております社会保障・税番号制度についてであります。平成27年10月から、いよいよ国民一人一人に12桁の個人番号が通知されます。この制度は、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基礎となるもので、導入によりまして個人や世帯の状況に応じたきめ細やかな社会保障給付の実現が可能となるほか、所得把握の精度の向上が図られ、また町民の皆様にとりましても、行政手続が簡素化されるなどのメリットがございます。

本町におきましても、平成26年度から番号制度の導入に向けた既存情報システムの整備を進めておりますが、平成29年度から始まる行政機関同士の情報連携に向け、平成27年度は住民基本台帳システムのほか、地方税システム、社会保障システムの整備を進め、効率的な行財政運営の実現を目指してまいります。

次に、広告事業に関してであります。これまで町はホームページのバナーや封筒、上下水道の検針票などに広告を募集するなど、財源確保に向けさまざまな取り組みを行ってまいりました。今回、新たな試みとして、中央公園野球場の広告事業を計画しており、施設の経年劣化等により年々増加している修繕費等を賄うため、楽天イーグルス2軍球場としての知名度を生かしながら、球場内の外野ラバーフェンスに企業等の有料広告を募集し、新たな財源確保を図ってまいります。

また、屋内温水プールの利用促進を図るために、平成27年4月から屋内温水プールの利用時間を「2時間」から「3時間」に延長するとともに、70歳以上の町民の方々については、プールを無料で御利用いただけるように改正し、サービス向上に努めてまいります。

町民一人一人が生涯にわたり、健康を自己管理していく力を高め、みずからの健康づくりを継続して実践していくためには、乳幼児から高齢者までの各年代における健康診査やがん検診、また感染症予防対策としての各種予防接種のほか、健康相談、健康教育、食育推進などの事業を展開することが重要と考えております。このようなことから、男性の健康診査の対象年齢について、従来の「35歳から39歳まで」を「18歳から39歳まで」に拡充し、これまで以上に疾病の早期発見、早期治療に努めてまいります。

続いて、介護保険に関してでございますが、町ではこのほど、平成27年度からの3カ年間の進行管理を図るための指針となる「第6期介護保険事業計画」を策定いたしました。平成27

年度からは、所得水準に応じた介護保険料の基準を、これまでの6段階から9段階に見直しを行い、被保険者の方々の御理解をいただきながら、より公平かつ適正な事業運営につなげてまいります。

最後に、町内における消費拡大と景気回復を促すための、国の平成26年度補正予算により創設されました「地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」これを活用しながら、商工会と連携したプレミアム商品券の販売、あるいは非課税世帯を対象に臨時的な福祉商品券を支給する事業などの取り組み、町民の皆様の暮らしを応援してまいります。

震災からの真の復興を成し遂げ、さらに発展するまちづくりを推進することができるよう、勇気と判断力を持って各種施策に取り組んでまいりますので、これまで以上に御理解と御協力を賜りますようお願いを申し上げます、平成27年度の施政方針といたします。

「震災復興計画」及び「総合計画」基本構想に沿った、主な施策・事業と予算につきましては、別添の資料のとおりとなります。

今回、御審議いただく平成27年度の各種会計予算の規模は、一般会計167億7,000万円、国民健康保険特別会計34億122万円、介護保険特別会計18億1,038万円、後期高齢者医療特別会計2億4,726万円、下水道特別会計9億5,404万円、町営墓地特別会計2億358万円、水道事業会計12億6,276万円、総額246億4,924万円でございます。

平成26年度と比較いたしまして、一般会計では19.8%の増、特別会計では13.1%の増、企業会計では2%の減となっております。

以上、平成27年度の主な施策の概要を御説明申し上げますが、議員各位におかれましては倍旧の御指導、御支援を賜り、何とぞ慎重に御審議を賜り、可決されますようお願いを申し上げます。

平成27年3月2日。利府町長、鈴木勝雄。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で、町長の平成27年度施政方針演説を終わります。

なお、本日の日程については、お配りしてあります議事日程の順に進めてまいります。

ここで暫時休憩をします。

再開は10時55分といたします。

午前10時45分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（郷右近隆夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 3 報告第 1号から

日程第23 議案第27号まで

○議長（郷右近隆夫君） この際、日程第3、報告第1号から日程第23、議案第27号まで議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受けたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、報告第1号から日程第23、議案第27号まで議事の関係上、一括議題とし、提案理由の説明を受けることに決定しました。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（鈴木勝雄君） 初めに、**報告第1号専決処分の報告について**でございますが、町道新砂押迎東浦線の路面の破損において、車両のタイヤ等に損傷を与えた事故について、相手方との負担割合、相手方2割、町8割の割合で示談が成立したため、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたもので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、**議案第1号利府町新型インフルエンザ等対策本部条例**でございますが、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定によりまして、設置される利府町新型インフルエンザ等対策本部に関し、法令に基づき条例で必要な事項を定めるものでございます。

次に、**議案第2号教育長の勤務時間等に関する条例、議案第3号利府町議会委員会条例及び特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例**についてでございますが、4月1日から法改正によりまして、新たな教育委員会制度が開始され、これまでの教育委員長と教育長を一本化した常勤で特別職となる新教育長が選任されることになりました。この法改正に基づきまして、教育長の勤務時間等に関する条例を制定いたしました。あわせて関係する条例の整備を行うものでございます。

次に、**議案第4号利府町水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例**でございますが、1月末における本町の人口が3万6,330人となっており、この条例で定める給水人口に近づいていることから、このたび給水人口を総合計画において将来の目標人口としている3万8,400人に合わせるものでございます。

次に、**議案第5号利府町行政手続条例の一部を改正する条例**でございますが、処分、行政指

導に関する手続について、国民の権利利益の保護の充実を図るため、行政手続法が改正することに伴いまして、法と同様の改正を行うものでございます。

次に、議案第6号利府町情報公開条例及び利府町個人情報保護条例の一部を改正する条例でありますが、独立行政法人通則法が改正されることに伴いまして所要の改正を行うものでございます。

次に、議案第7号利府町水道事業給水条例の一部を改正する条例でありますが、本町で受水する仙南仙塩広域水道の水道用水の供給料金が4月1日から引き下げることになり、これにあわせまして本町の水道料金を平均で4.2%引き下げるものでございます。

次に、議案第8号利府町介護保険条例の一部を改正する条例でありますが、平成27年度から29年度までにおける介護保険給付の円滑な実施を行うため、利府町第6期介護保険事業計画に基づき算出された保険給付費の一部を補うため、第1号被保険者が負担する保険料と保険料率を設定するものであります。また、利府町における介護予防・日常生活支援総合事業等の実施を体制の整う平成29年の4月1日まで延長するものでございます。

次に、議案第9号平成26年度利府町一般会計補正予算でありますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から17億9,051万6,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を127億2,264万8,000円とするものでございます。

第2条の継続費の補正につきましては、復興事業の浜田地区避難路整備事業、須賀中倉線道路整備事業の年割額を進捗状況により変更いたしまして、須賀地区漁業集落防災機能強化促進事業との総額と年割額を浜田地区防潮堤整備事業との事業費の組みかえが必要となったことから変更するものでございます。

第3条の繰越明許費につきましては、震災復興関連事業、道路整備事業、国の緊急経済対策の地方創生関連事業など9件の事業について、繰り越しを行うものでございます。

第4条の債務負担行為の補正につきましては、4月から実施される子ども・子育て支援制度に対応した電算システムの補修を行うため追加するものでございます。

第5条の地方債の補正につきましては、事業費の確定見込みによりまして児童福祉施設整備事業を初めとした5事業の限度額を変更するものでございます。

なお、補正予算の詳細につきましては、財務課長から補足説明させますのでよろしくお聞き取りをお願い申し上げます。

次に、議案第10号平成26年度利府町国民健康保険特別会計補正予算でありますが、既定の

歳入歳出予算の総額から2,479万4,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を30億2,882万7,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。

歳入の主なものでございますが、3款国庫支出金につきましては、療養給付費等負担金の増額が見込まれることによりまして1,930万3,000円を増額するものでございます。

7款共同事業交付金につきましては、30万円以上の医療費に係る保険財政安定化交付金の増額に伴いまして2,471万3,000円を増額するものでございます。

9款繰入金につきましては、国庫支出金や共同事業交付金の減額が見込まれることから6,677万2,000円を減額するものでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。

歳出の主なものでございますが、7款共同事業拠出金につきましては、宮城県全体の拠出金の確定により1,823万1,000円を減額するものでございます。

次に、議案第11号平成26年度利府町介護保険特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から2,648万1,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を17億2,435万3,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思いますが、歳入の主なものでございますが、3款国庫支出金につきましては、居宅介護サービス費等給付費の増額に伴いまして、371万7,000円を増額するものでございます。

4款支払基金交付金につきましては、給付費の減と交付金の交付率の減に伴いまして、1,650万9,000円を減額するものでございます。

5款県支出金につきましては、施設入所者等のサービス利用見込み数の減に伴いまして、589万5,000円を減額するものでございます。

7款繰入金につきましては、介護保険システム改修事業への国庫補助金の増額に伴いまして、財政調整基金と一般会計からの繰入金を1,020万5,000円減額するものでございます。

9款諸収入につきましては、平成25年度介護認定審査事業の町の負担に係る還付金等を133万6,000円増額するものでございます。

3ページをごらんいただきたいと思います。歳出の主なものでございますが、2款保険給付費につきましては、歳入と同様に施設入所等のサービス利用見込み数の減に伴いまして、2,624万1,000円を減額するものでございます。

次に、議案第12号平成26年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から157万9,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を2億3,538万7,000円とするものでございます。

2ページをお開き願いたいと思います。歳入の主なものでございますが、収入見込みの減によりまして1款後期高齢者医療保険料を132万6,000円減額するものでございます。

次に、歳出の主なものでございますが、保険料の収入見込みの減などによりまして2款後期高齢者医療広域連合納付金を151万円減額するものでございます。

次に、議案第13号平成26年度利府町下水道特別会計補正予算でございますが、既定の歳入歳出予算の総額から9,664万8,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を6億3,279万8,000円とするものであり、歳入歳出とも各種事業の分を確定に伴いまして決算に向けた調整を行うものでございます。

4ページをお開き願いたいと思いますが、第2表継続費補正につきましては、浜田地区下水道事業の進捗状況に合わせまして、年割額の変更を行うものでございます。

次に、第3表繰越明許費につきましては、上位計画であります仙塩流域別下水道総合計画の変更計画の期間が3カ年延伸することになりまして、整合を図る必要が生じたことから繰り越しの手続を行うものでございます。

5ページをお開き願いたいと思います。

第4表地方債補正につきましては、地方債借入予定事業費の確定等に伴いまして、限度額を変更するものでございます。

次に、議案第14号平成26年度利府町水道事業会計補正予算でございますが、第2条収益的収入及び支出の補正、第3条資本的収入及び支出の補正につきましては、それぞれ実績に基づきまして決算に向けた調整を行うものでございます。

第4条継続費の補正につきましては、今年度の出来高に合わせまして年割額を変更するものでございます。

第6条債務負担行為の補正につきましては、水道料金の改定に伴いまして水道料金システム改修事業を追加するものでございます。

次に、議案第22号工事請負契約の締結についてであります。本工事は、津波や高潮から須賀地区の皆様の生命と財産を守るために、復興事業の採択を受けまして水門を設置するものであります。

主な工事内容といたしましては、国道45号線の下を通る航路の海側に幅10メートル、高さ6.1メートルの主水門1基と幅2.5メートル、高さ1.5メートルの副水門1基を設置するものでございます。なお、本工事の契約に際しましては、総合評価落札方式の特別簡易型によります条件付一般競争入札を執行し落札者を決定しております。

主な入札条件といたしましては、宮城県内に本支店等を有していること、また本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級は鋼構造物1,000点以上のAランクの業者となります。

次に、議案第23号工事請負契約の締結についてであります。本工事は、東日本大震災において被害を受けた須賀漁港の護岸等の機能を強化するもので、復興事業の採択を受け実施するものでございます。

主な工事内容といたしましては、漁港の護岸を延長109メートルにわたり、約50センチメートルをかさ上げするものでございます。なお、本工事の契約に際しましては、総合評価落札方式の特別簡易型による条件付一般競争入札を執行し落札者を決定しております。

主な入札参加条件といたしましては、宮城県内に本支店等を有していること、また本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級は、土木工事の総合評定値が1,300点未満のB及びCランクの業者としております。

次に、議案第24号工事請負変更契約の締結についてであります。本工事は東日本大震災により被災した浜田・須賀漁港の復旧工事で、平成24年度から継続費を設定いたしまして工事を進めてまいりました。このたびの主な変更の理由につきましては、復興事業との工事調整によりまして、2つの漁港の臨港道路と浜田漁港の船揚場の施工延長を減工するとともに、浜田虚構の物揚場の施工に当たり、下水道管が支障となったためにグラウンドアンカー工法を採用いたしまして上部コンクリートの取り壊しでは潮の干満の関係で夜間作業となることから、より騒音の少ないコアボーリング工法を採用するため、今回増額の変更契約を締結するものでございます。

次に、議案第25号工事請負変更契約の締結についてであります。本契約は平成25年9月定例会において議決いただきました浜田地区水路改修工事の4回目の変更を行うものであります。

主な変更の理由といたしまして、施工区間における地盤改良のほか工事完成に向けた現場精査による最終精算を行うもので、増額変更するものでございます。

次に、議案第26号指定管理者の指定についてであります。平成27年4月1日から3年間、

利府町青葉台デイサービスセンターの指定管理者を現在の指定管理者である千賀の浦福祉会に引き続き指定しようとするものでございます。

次に、議案第27号人権擁護委員候補者の推薦についてであります。人権擁護委員6人のうち、3月31日をもって任期満了となります堀越眞理子氏を引き続き候補者として推薦したいので、人権擁護委員法の規定により議会の意見を求めるものでございます。

以上が本定例会に提案いたしております平成27年度各種会計予算を除く報告1件、議案20件でございますので、慎重審議を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明を終わります。

○議長（郷右近隆夫君） 次に、議案第9号平成26年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。財務課長。

○財務課長（小山田春彦君） それでは、議案第9号平成26年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

初めに、今回の補正予算は今年度最終の通常補正であることから、歳入及び歳出の各項目において人件費の支給実績に基づく調整、請負差額の減額調整、各事業の決算見込みに伴う事業費あるいは事務費等の減額を行ってございます。

2ページから6ページまでに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、後ほど事項別明細書で御説明いたします。

7ページをお開き願います。

第2表継続費補正であります。復興交付金事業として実施する浜田地区避難路整備事業及び須賀中倉線道路整備事業につきましては、工事の進捗状況により年割額を変更するものであります。須賀地区漁業集落防災機能強化促進事業水門につきましては、浜田地区防潮堤整備事業について防潮堤高の変更等により、平成26年度中の実施が困難であることから、須賀地区水門整備事業へ組かえを行うため総額及び年割額を変更するものであります。

8ページをお開き願います。

第3表繰越明許費であります。記載しております9事業について年度内の完了が見込めないことから、翌年度への繰り越しを設定するものであります。

年度内完了が見込めない理由であります。1件目の浜田地区避難場所整備事業から3件目の浜田地区防災拠点整備事業につきましては、同一施工箇所での工事であり3事業の調整が必要となったことから、年度内での完成が見込めず次年度へ繰り越すものであります。4件目の

須賀漁港活性化事業大日向須賀線の改良事業につきましては、用地買収において借家人の転居準備や家屋等の取り壊しに時間を要したためでございます。5件目の須賀漁港護岸等機能強化事業につきましては、当該施工箇所にて停泊している船舶の移動に時間を要したものであります。6件目の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業につきましては、国の第1号補正予算に伴う緊急経済対策として実施する地域における消費喚起策や生活支援策などの地方創生関連事業について、繰り越しの手続を行うものであります。7件目の浜田地区浸水防護施設整備事業の防潮堤から9件目の館ヶ沢線外道路整備事業につきましても、関係機関や地権者との調整に時間を要したものであります。

9ページをごらんください。

第4表債務負担行為補正であります。平成27年4月から実施する子ども・子育て支援新制度に対応した電算システムの保守を行うため、平成29年度までの設定を追加するものであります。

第5表地方債補正であります。2件目の災害援護資金貸付金を除く各事業につきましては、平成26年度事業費の確定見込みに伴い、限度額を変更するものであります。

2件目の災害援護資金貸付金につきましては、現段階で平成26年度の貸し付け実績がないことから、限度額を減額するものであります。

10ページをお開き願います。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、補正の主なものを御説明いたします。

まず、歳入であります。1款1項1目個人1節現年課税分につきましては、未申告調査あるいは課税実績により2,121万9,000円を増額するものであります。

2目法人1節現年課税分につきましては、課税実績の伸びにより2,062万円増額するものであります。

2項1目固定資産税2節滞納繰越分751万4,000円につきましては、徴収実績に伴う増額するものであります。

4項1目市町村たばこ税1,659万6,000円の減額につきましては、消費税率引き上げによる消費の落ち込み等によるものでございます。

12ページをお開き願います。

11款1項1目地方交付税1節普通交付税387万9,000円につきましては、平成26年度国の第1号補正予算により調整額が復活されたことに伴い増額するものであります。これにより平成26

年度の普通交付税の交付額は8億2,093万円となりましたが、前年度比では2,311万6,000円の減額であります。その下2節特別交付税9,403万円の減額につきましては、復興事業の進捗状況による震災復興特別交付税の交付見込みによるものであります。

13ページをごらんください。

14款1項4目土木使用料7節住宅使用料336万7,000円の減額につきましては、ゆのき住宅の入所時期が当初予定の7月から11月に変更となったこと、あるいは定住促進住宅の徴収実績によるものであります。

15ページをお開き願います。

15款1項1目民生費国庫負担金3節児童福祉費負担金446万3,000円につきましては、保育所運営費負担金の算定基準である保育単価が改正され、4月に遡及して適用するため増額するものであります。

16ページをお開き願います。

一番上になりますが、15款2項1目民生費国庫補助金2節臨時福祉給付金給付事業費補助金から5節子育て世帯臨時特例給付金給付事務費補助金の減額につきましては、実績見込みによるものであります。

その下、6節児童福祉費補助金2,459万円につきましては、補助制度の改正に伴い県補助金から国庫補助金に変更となったため増額されるものであります。

17ページをごらんください。

4目土木費国庫補助金1節社会資本整備総合交付金552万7,000円の減額につきましては、説明欄記載の各事業の実績見込みによるものでございます。

その2つ下、6目総務費国庫補助金1節東日本大震災復興交付金5億6,262万2,000円につきましては、第10回復興交付金採択金額の追加交付分及び第11回復興交付金内示額を増額するものであります。

その下、2節社会保障番号制度システム整備補助金610万円につきましては、住民基本台帳システム改修分の補助金が増加交付されるため増額するものであります。

その下、4節地域活性化地域住民生活等緊急支援交付金5,816万8,000円につきましては、国の平成26年度1号補正予算が成立したことに伴い、地域における消費喚起策や生活支援策に対し国が支援する地方創生関連の交付金を新たに計上するものであります。

19ページをお開き願います。

16款2項2目民生費県補助金3節児童福祉費補助金2,103万6,000円の減額につきましては、県補助金から国庫補助金に変更となったものであります。

20ページをお開き願います。

3目衛生費県補助金5節再生可能エネルギー等導入補助金3,198万6,000円の減額につきましては、対象事業である小学校太陽光発電設置工事の実績に伴うものであります。

その下、4目労働費県補助金1節緊急雇用創出事業補助金1,136万8,000円の減額につきましては、雇用実績見込みによるものでございます。

8目教育費県補助金4節被災幼児就園支援事業費補助金796万円につきましては、補助対象者の確定により増額するものであります。

22ページをお開き願います。

19款2項1目1節財政調整基金繰入金5億4,860万7,000円の減額につきましては、主に復興事業を平成27年度へ組みかえたことにより、基金繰入金を減額するものであります。

同じく7目1節東日本大震災復興基金繰入金1,224万3,000円の減額につきましては、津波被災住宅再建支援事業あるいは防災備蓄事業等の対象事業の事業実績見込みに伴うものであります。

その下、8目1節東日本大震災復興交付金基金繰入金14億5,657万1,000円の減額につきましても、財政調整基金繰入金と同様の理由によりまして減額するものであります。

24ページをお開き願います。

22款1項1目民生債から3目教育債につきましては、第5表地方債補正で御説明させていただいたとおり、事業の実績に伴いそれぞれ減額するものであります。

次に、歳出について御説明を申し上げます。

26ページをお開き願います。

2款1項1目一般管理費19節負担金、補助及び交付金195万6,000円の増額のうち、主なものといたしましては震災関連事業を支援するため宮城県からの災害派遣職員に係る人件費負担金の実績見込みによる増額であります。

27ページをごらんください。

同じく3目財産管理費15節工事請負費184万円につきましては、平成27年4月1日からの機構改革に伴う看板等改修工事あるいは町有地の排水機能整備工事の実施に伴う増額であります。

33ページをお開き願います。

2款6項4目復興推進費13節委託料1,273万6,000円の減額につきましては、復興まちづくり推進事業詳細検討業務の請負差額が主なものでございます。

19節負担金、補助及び交付金1,040万円の減額につきましては、津波被災住宅再建支援事業の実績見込みによるものであります。

その下、25節積立金5億6,248万2,000円の増額につきましては、第10回復興交付金採択額の追加分及び第11回復興交付金内示額を計上するものであります。

34ページから36ページの同じく5目復興整備費につきましては、須賀地区排水機能強化事業、須賀中倉線整備事業あるいは浜田地区避難路整備事業などの請負差額や事業の進捗に伴う減額であります。また、今回の減額分の一部は平成27年度当初予算に再計上しているといころであります。

37ページをごらんください。

同じく6目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金事業費につきましては、歳入でも御説明申し上げましたように地方創生関連の交付金創設に伴い、実施予定の事業を新たに計上するものであります。事業の内容といたしましては、3割増し商品券の発行やベビーベッドのレンタル事業などを予定しております。なお、総事業費1億194万円に対し5,816万8,000円の交付金を見込んでいるところでございます。

39ページをお開き願います。

3款1項1目社会福祉総務費23節償還金、利子及び割引料452万8,000円の増額につきましては、平成25年度の障害者自立支援給付費負担金の確定に伴い、返還金として新たに計上するものであります。

40ページをお開き願います。

同じく10目臨時福祉等給付金事業費につきましては、対象者数の確定による減額が主なものであります。

41ページをごらんください。

3款2項2目児童手当費につきましても、対象見込み者数の確定により減額するものであります。

その下、5目保育所費、42ページの19節負担金、補助及び交付金554万2,000円の増額につきましては、主なものとして保育所運営費負担金の算定基準である保育単価が改正され、4月に遡及して適用するものであります。

49ページをお開き願います。

6款3項3目漁港整備費につきましては、浜田地区防潮堤整備事業から須賀地区水門整備事業へ組みかえるものであり、補正額はゼロとなっております。浜田地区防潮堤整備事業につきましては、堤防高の変更により県の海岸保全基本計画変更案の公表がおくれたことに伴い事業全体におくれが生じ減額するものであります。須賀地区水門整備事業につきましては、国の交付金追加に伴う事業費の増加であります。

51ページをお開き願います。

8款2項1目道路維持費につきましては、入札執行や業務完了による事業費の確定に伴い減額するものであります。

2目道路新設改良費、52ページの15節工事請負費2億6,998万3,000円の減額につきましては、JRとの協議に時間を要したことから減額するものでありますが、平成27年度当初予算に再計上しているところでございます。

その下、17節公有財産購入費3,633万4,000円の減額につきましては、主に新砂押迎東浦線の実施設計の結果、現道を含んでの改良工事が可能となり用地買収が不要となったものでございます。

55ページをお開き願います。

10款1項3目学校教育費、56ページの19節負担金、補助及び交付金602万7,000円の減額のうち、私立幼稚園就園奨励費586万3,000円につきましては、補助対象者の確定により減額するものであります。

57ページをごらんください。

10款2項3目学校施設費13節委託料から、58ページの15節工事請負費の減額につきましては、事業費の確定に伴うものであります。

最終ページの64ページをお開き願います。

12款1項2目利子1,467万2,000円の減額につきましては、平成26年度の借り入れ実績及び実行利率の確定によるものでございます。

以上が一般会計補正予算の主な内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（郷右近隆夫君） 以上で、補足説明を終わります。

日程第24 請願第2号 「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願要請

○議長（郷右近隆夫君） 日程第24、請願第2号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願要請を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。総務財務常任委員長、渡辺幹雄委員長。

○総務財務常任委員長（渡辺幹雄君） 平成27年3月2日。利府町議会議長郷右近隆夫殿。総務財務常任委員長渡辺幹雄。

委員会報告書。

本委員会に付託された事件について、審査の結果を次のとおり決定したので、会議規則第72条の規定により報告します。

受理番号、請願2号。付託年月日、平成26年12月6日。件名、「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願要請。調査の結果、不採択とすべきもの。

委員会の意見概要でございます。

反対意見。

「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求めているが、我が国は法治国家である。閣議決定は内閣、政府の意志を示したものに過ぎず、これだけでは自衛隊は行動できない。また「立法措置を行わないこと」とあるが、法案を決議する場が国会であり、国会は多様な意見、公論を討論する場である。民主主義社会の中で国民の代表である国会の言論を封殺するような行為は適当ではないと考え、請願採択に反対する。

賛成意見。

集団的自衛権行使とは、日本が攻撃を受けていなくても、同盟国が攻撃を受けた場合や同盟国が起こす戦争に参加することを容認することである。具体的に想定されているのは、自衛隊員が海外へ出ていき、戦闘に参加する可能性が大きいということ。日本の青年が他国の国民を殺す、あるいは他国の攻撃で戦死する事態は絶対に起こしてはいけない。憲法を変えず、閣議決定で集団的自衛権を容認することは立憲主義にも反する。国民の命と安全、平和を守る上でも請願を採択すべきである。

結論。

採決の結果、賛成少数で委員会の調査結果は不採択とするということでございます。

以上でございます。

○議長（郷右近隆夫君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。質疑の発言を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 質疑がありませんので、これで質疑を終わります。

これより、本案の討論に入ります。討論ありませんか。2番 木村範雄君。

○2番（木村範雄君） 請願第2号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願要請に対し、付託された総務財務常任委員会では賛成少数により不採択とすべきものとの報告に対し反対の討論を行います。

請願者は、日本国憲法を守るべき安倍内閣が憲法改正を行わずに憲法前文と憲法第9条が規定している恒久平和主義と平和的生存権の保障が憲法の基本原理であるにもかかわらず、国民投票を含めた憲法改正の手続もなく簡単に変更し、あるいは法律を制定する方法でこれを根本的に変更することは、憲法最高法規と定め憲法に違反する法律や政府の行為を無効とし、国務大臣や国会議員に憲法尊重義務を課すことで、政府や立法府を憲法による制約のもとに置こうとした立憲主義の基本に反することを指摘しています。

請願に反対する意見では、我が国は法治国家であり閣議決定は内閣、政府の意志を示したものに過ぎずと述べていますが、その意志自体が憲法前文、憲法第9条に違反するものであり、日本国としては認められないものであります。

また、国会の言論封殺するような行為は適当でないと考え、請願採択に反対すると述べていますが、国会は憲法を遵守した上での多様な意見、公論を討論する場であります。憲法を守らずに憲法と相反する立場での討論は、国会でも私たち議会でも認められていないのは当然のこととあります。

総務財務常任委員会の審議の中で出された意見として、これを決めるのは国会で地方議会がとやかく言うものではない、請願のよしあしをここで決めることは時期尚早だということについては理解できません。戦争放棄・戦力不保持・交戦権否認をうたう憲法9条のもとで、これまでの歴代の自民党政権も認められないとしてきたことを大転換してきたことに対し、地方の声を国に届けるのは私たち議会の役割だと考えます。

また、新三要件に伴う実力行使を行うことが規定されているにもかかわらず、従来の我が国の憲法が許容している専守防衛のための個別的自衛権の範囲内であり、個別的自衛権の今まで

欠けていた部分を補完拡充するもので、今までの憲法解釈を変えるものではない、政府の判断によって恣意的な解釈がされる危険性はありません、このような状態から今回の請願は不採択というのは理解できます。このままでは、武装した自衛隊が戦地で攻撃対象となり、戦闘行為に巻き込まれることは明らかであり、他国の戦争に国民も巻き込まれることへの懸念と不安は増大していることを述べておきます。

また、積極的に戦争に参加するわけではないので同意できる、中身が理解されていなく国会での議論が重要で町村議会のレベルで議論するものではない、との意見も出されていますが憲法に反する動きがあれば町村議会でもしっかりと議論をし、各自治体の声を国に発信することは最低限必要なことであります。国だからというのではなく、国に辞してもらうためにも必要な行動だと思います。

最後に、土村議員の閣議決定の解釈改憲は憲法に違反している、閣議決定の中に海外で戦争する国づくりを進める内容が含まれていること、憲法9条を変えないで憲法の解釈だけを変えて集団的自衛権を行使することは許されない、との意見も出されておりそのとおりだと思います。

これらのまとめとして、請願を不採択とすべきものとの委員会報告が出されておりますが、戦後70年、自衛隊創設60年で、自衛隊は戦闘行為による死者も犠牲者も出していない。この平和憲法を守り抜くことが大日本帝国での侵略戦争への総括であり日本国の柱でもあります。自民党政府は、自衛隊の保有や日本が武力攻撃を受けた場合に、自衛隊が武力行使をすることは憲法に違反しないとする見解をとってきましたが、日本が武力攻撃を受けていないのに他国に対する攻撃に反撃する集団的自衛権の行使は、憲法上許されないとしてきました。それは、戦力不保持を規定する第9条2項のもと、自衛隊は禁止された戦力ではなく必要最小限の実力だという説明を維持するためであります。自衛隊は、日本の防衛には動くが集団的自衛権の行使ではなく海外での武力行使、国連軍への参加ではできないというルールを決め、国際基準の軍隊ではないとしました。空母や戦略爆撃など攻撃的兵器は保持しないという装備面での制約もつけてきました。9条2項を残したまま集団的自衛権行使、海外での武力行使に道を開くことは明確な憲法違反であります。我が子や孫たちを自衛隊で悲惨な目に遭わせない、国民の命と安全、そして平和を守るためにも集団的自衛権行使容認に強く反対するためにも、集団的自衛権行使容認の閣議決定と関連法の立法措置を行わないことを求める請願要請に対し、総務財

務常任委員会の不採択とすべきものに対し反対するとともに、各議員の皆様にも委員会報告に反対していただき、請願を採択するために御協力をお願いして討論を終わります。以上です。

○議長（郷右近隆夫君） 次に、原案採択に反対の討論を行います。5番 高久時男君。

○5番（高久時男君） 集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないことを求める請願要請に対する反対として討論させていただきます。

我が国は、戦後一貫して日本国憲法のもとで平和国家として歩んでまいりました。専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならず、国際連合憲章を遵守して国際社会や国際連合を初めとする国際機関と連携し、それらの活動に積極的に寄与しており、平和国家としての歩みは国際社会において高い評価と尊敬を勝ち得ております。

一方、我が国を取り巻く安全保障環境はパワーバランスの変化や技術革新の急速な進展、大量破壊兵器などの脅威等により根本的に変容し、我が国は複雑かつ重大な国家安全保障上の課題に直面しております。

中国の尖閣諸島に対する挑発や、防空識別圏問題、自衛官に対する射撃管制レーダーの照射、南シナ海での周辺国との領土問題、小笠原における中国漁船団による赤サングの密漁、北朝鮮の核開発、イスラム国のIS問題等、もはや一国のみで平和を守ることはできません。グローバルな国際社会の中で脅威が世界のどの地域において発生しても、我が国の安全保障に直接的な影響を及ぼし得る状況になっております。また、国際社会も我が国がその国力にふさわしい形で、一層積極的な役割を果たすことを期待しております。

集団的自衛権の行使容認の閣議決定についてですが、そもそも自衛権を集団だ、個別だと分けて議論している国は世界の中で日本一国のみであります。我が国を取り巻く安全保障環境の変化に対応し、いかなる時代においても国民の生命と平和な暮らしを守り抜くためには、これまでの憲法解釈のままでは必ずしも十分な対応ができないおそれがあります。憲法9条は、その文言からすると国際関係における武力の行使を一切禁じているように見えますが、憲法前文で確認している国民の平和的生存権や憲法第13条が生命・自由及び幸福を追求する権利は、国政の上で最大の尊重を必要とする旨定めている趣旨を踏まえて考えますと、憲法9条が我が国が自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置をとることを禁じているとは到底考えられません。我が国を取り巻く安全保障環境が根本的に変化している状況を踏まえれば、我が国と密接に関係のある他国に対する武力攻撃が発生し、これにより我が国の存立が脅かされ、国民の生命・自由及び幸福追求の権利が根底から覆される明白な危険が

ある場合においてこれを排除し、我が国の存立を全うし国民を守るために他に適当な手段がないときに、必要最小限度の実力を行使することは従来の政府見解の基本的な論理に基づき、自衛のための措置として憲法上許容されると考えます。

現政権は、経済政策や原発問題、またこの集団的自衛権などで国民の審判を受けるべく昨年12月に衆議院を解散し信を問うております。結果を尊重したいと思っております。

また、請願の中で関連法の立法措置を行わないことを求めておりますが、法案を決議する場が国会であり、国会は多様な意見、公論を協議する場であります。民主主義社会の中で言論を封殺するような行為は適当ではないと考え、請願第2号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」の採択に反対いたします。

○議長（郷右近隆夫君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（郷右近隆夫君） 討論がありませんので、これで討論を終わります。

これより請願第2号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないこと」を求める請願要請を採決します。

この採決は、起立によって行います。2番 木村範雄君。発言を許します。

○2番（木村範雄君） 今回、総務財務常任委員会で審議してきたわけで、先ほどその報告があって、その報告に対する討論をしたというふうに私は理解しているんですけども。今の委員会の報告の分は全然関係なくやるということでもいいのかどうか確認をお願いします。

○議長（郷右近隆夫君） 先ほどまでの討論は、原案に対する討論でございます。

この採決は起立によって行います。

この請願に対する委員長の報告は不採択です。

請願第2号「集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないことを求める請願要請を採択すること」に賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（郷右近隆夫君） 起立少数です。

したがって請願第2号集団的自衛権行使容認の閣議決定撤回と関連法の立法措置を行わないことを求める請願要請は不採択とすることに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、あす3月3日は定刻より会議を開きますので御参集願います。

どうも御苦労さまでした。

午前11時59分 散 会

上記会議の経過は、事務局長庄司栄一郎が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

平成27年3月2日

議 長

署名議員

署名議員